

決議案第1号

国出先機関の原則廃止について市町村への十分な説明を求める決議（案）

国出先機関の原則廃止に向けた取り組みについては、去る6月6日に全国市長会が、拙速に進めないよう強く要請する決議を採択するなど、市町村には慎重な声がある。

このように市町村が不安の声を上げるのは、関西広域連合及び構成府県が関係市町村に対して十分な説明を尽くしてこなかったことも一因であると考える。

去る6月8日のアクション・プラン推進委員会において提示された「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」によると、特定広域連合が、国出先機関の事務等の移譲を受ける際に作成する「事務等移譲計画」及び、移譲事務等の実施に関して毎年度作成する「実施計画」においては、あらかじめ関係市町村の意見を聴くことが定められている。

よって、国出先機関の原則廃止と関西広域連合への移管を実現し、さらに移管後においてもスムーズに施策を推進していくためには、関係市町村の理解と協力を得ることが肝要となる。

そこで、関西広域連合及び構成府県においては、関係市町村及び市町村議会に対して十分な説明に努め、その理解を得るよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成24年6月30日

関西広域連合議会